平成２６年（フ）第７９０４号
東京都練馬区早宮１丁目33―４―203
債務者　林　　博文
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７９０５号
東京都新宿区上落合３丁目16―８―Ⅱ―301
債務者　岸谷　智幸
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７９１１号
東京都清瀬市中里３丁目1054―１―101
債務者　大倉　幸子
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７９４１号
東京都日野市南平５丁目27―30―210
債務者　橋本　憲明
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７９４３号
東京都練馬区田柄１丁目20―21
債務者　今野　善久
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７９４５号
東京都葛飾区お花茶屋３丁目16―５―305
債務者　齋藤　瑠美（旧姓武田）
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７９４８号
東京都練馬区田柄４丁目30―４
債務者　下出水愛佳
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７９４９号
神奈川県小田原市中町３丁目１―20
債務者　高橋　慶佑
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７９５０号
東京都足立区足立２丁目45―20―203
債務者　西田　勝己
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７９５１号
東京都足立区入谷１丁目６―13―303
債務者　塚田　路代（旧姓川中）
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７９５２号
東京都荒川区町屋２丁目７―12―302
債務者　能星　　肇
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７９５５号
東京都文京区白山４丁目５―14　志賀方
債務者　窪田　裕美（旧姓志賀）
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６１７号
東京都立川市上砂町５丁目63番地の20ロイヤルエステート上砂506
債務者　森本　綾子
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月22日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第３１８号
静岡市清水区上２丁目７番21号
債務者　大川　敏男
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７８７２号
神奈川県横浜市港南区上永谷４丁目10―21―202
債務者　石川　淳一
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７９４２号
東京都文京区本駒込５丁目58―１―102
債務者　中村　　豊
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部